

全国町村会・全国市長会

教育委員会制度の選択制の導入で要望

全国町村会会長・山本文男福岡県添田町長)と全国市長会は、教育委員会制度の選択制の導入について要望をとりまとめ、6月30日、合同で要請活動を行った。

本会の青木國太郎副会長(東京都日の出町長)と全国市長会の横尾俊彦社会副部長(佐賀県多久市長)は、中馬弘毅行政改革担当大臣、武部 勤自民党幹事長、佐藤 勉同総務部会長及び片山虎之助参議院自民党幹事長などと面談、教育委員会の必置規制を緩和し、設置するかどうかについて市町村が選択できる制度とするよう要請した。

教育委員会制度の選択制の導入についての要望は次のとおり。

教育委員会制度の選択制の導入に関する要望

わが国の社会が成熟し、国民の価値観が多様化する中、教育に対する国民のニーズも多様化している。また、「官から民へ」という政府の出ることは地方で」という政府の方針の下、地方分権・規制改革が進められてきている。こうした社会の変化に対応し、地方自治体が、創意工夫や地域の教育力を活かし、ながら義務教育の活性化を図り、地域の実情にあわせて総合行政を展開していくことができるよう、

地方分権時代にふさわしい新たな地方教育行政の確立に向けて制度改革を推進していく必要がある。

その一環として、教育委員会制度についても、見直しの必要があると思われる。現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。

また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、数育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとするのが適当である。」とされている。

よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、心置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。



中馬行政改革担当大臣(左)に要請する青木全国町村会副会長



武部自民党幹事長(中)に要請



佐藤自民党総務部会長(右)に要請

政 策

政府・与党 歳出・歳入一体改革取り組み方針

交付税 現行法定率堅持を明記

地方単独は現在の水準以下に抑制

政府・与党は6月26日、財政・経済一体改革会議の実務者協議会を開き、歳出・歳入一体改革の最終案をとりまとめた。名目経済成長率3%を前提に、今後の歳出の伸びを試算。基礎的財政収支(プライマリーバランス)を2011年度に黒字化するために必要な財源不足額16・5兆円のうち、11・4と14・3兆円を歳出削減で賄い、残りの2兆・5兆円は歳入改革(増税)で対応するとした。

歳出改革では、社会保障や地方財政、公共事業などの各分野ごとに、今後5年間の歳出削減案を盛り込んだ。これら歳出削減の内訳を見ると、社会保障費は1・6兆円程度、公務員人件費は2・6兆円程度の抑制、公共事業費は経済情勢に応じて3・9と5・6兆円程度を削減することとなっている。

一方、地方財政関係は最後まで調整が難航した。自民党歳出改革プロジェクトチーム(中川秀直座長)が、23日にまとめた「歳出・歳入一体改革に向けた取り組み方針(素案)」における地方財政の取扱いでは、地方公務員は5年間で6・2%定員純減、地方単独事業は名目で3兆円程度の削減努力を行うとされ、焦点となっていた地方交付税は、「現行総額を維持し、削減を行わない。」とされていた。

地方交付税の「現行総額の維持」は、経済成長による税収増があっても、交付税がそれに伴って増えず、実質的な削減を意味することなどから、全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)など地方六団体が、強く反発。素案に対し、「一方的な地方交付税の抑制や地方単独

事業の削減など、きわめて問題のある内容が含まれており看過できない。」「国の財政の都合のみを優先した歳出及び歳入の改革が行われ、地方がますます疲弊するようであれば、国と地方の信頼関係は大きく損なわれる。」「地方交付税の総額を据え置くことは、将来の国税の増収が反映されず、実質的に法定率の引き下げと同じこととなり、とうい受け入れられるものではない。」などと、素案の内容を厳しく批判する声明を発表した。さらに来夏の参院選を控えた自民党内における反対意見も強く、文言の修正を求めめる声が強まった。

結果的に最終案では、地方公務員の定員削減目標は、「6・2%」から国と同程度の「5・7%」に修正、地方単独事業は、「5年間で3兆円」の数値目標をはずし、「現在の水準以下に抑制」と変更、地方交付税は、「現行法定率は堅持する」とし、「総額維持」の文言を削除し、「地方に中期的に予見可能性のある財政運営を行うってもらえるよう、適切に対処する」と変更されるなど、地方への配慮を表す内容に改められた。このほか地方六団体が求めていた新地方分権推進法については、「地方分権に向けて、関係法令の見直しによる国・地方の役割分担見直し」が盛り込まれた。

これを受け地方六団体は、地方の意見が反映されたことを評価する共同声明(次頁に掲載)を発表した。

政府・与党案は、同日夕刻に開かれた経済財政諮問会議で了承され、7月に閣議決定される予定の「骨太方針2006」に反映される。

歳出・歳入一体改革に向けた取り組み方針について

1、財政健全化目標の設定についての考え方

財政改革を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、当面、名目経済成長率3%を前提とした堅実な税収予想に基づいて、必要な財政改革のための措置を講ずることとする。

名目経済成長率3%を前提として

計算すると、2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成するために必要となる財源不足額(要対応額)は、16・5兆円程度である。この数字は、機械的な試算により算出される数字であり、現時点における目標達成の目安というべきものである。経済・社会情勢の変化に適切に対

地方六団体共同声明

地方の意見反映を評価

「歳出・歳入一体改革に向けた取り組み方針」の「地方財政」関係について

本日「歳出・歳入一体改革に向けた取り組み方針」が財政・経済一体改革会議の政府・与党実務者協議会において合意されたところである。

6月23日示された当初の「素案」では、一方的な地方交付税の抑制や地方単独事業の削減など、地方にとつては極めて問題がある内容が含まれており、地方が一方的に切り捨てられるのではないかとの不安も増大し、国と地方の信頼関係が大きく損なわれることを懸念していたところである。

や懸念にご理解をいただき関係者の多大なご尽力の結果、次の諸点を中心に地方の意見が相当程度反映され、地方財政の円滑な運営や地方分権の推進に資するものとなったことは評価できるものである。

(1) 地方交付税については、現行法定率を堅持することとされ、地方の財政収支の状況等を踏まえて適切に対処するとされたこと。

(2) 地方単独事業については、当初、名目値で3兆円程度(地方財政計画ベース)の削減努力を行う、とされていたのを、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は、2006年度と同程度の水準とされたこと。

応しながら、基礎的財政収支を黒字化するという目標を達成していくためには、歳出改革についてある程度の幅をもって対応していく必要があるが、上記の数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施していくことが重要である。ただし、この場合、歳出を増加すれば、その分だけ国民負担が増加することに留意しなければならない。

と。

(3) 人件費については、当初、5年間で6・2%程度の定員純減を目指す、とされていたのを、国家公務員の定員純減とバランスをとるとされたこと。

(4) 地方六団体から新地方分権推進法の制定を求める意見書を提出していたが、地方分権のための一括法として制定する方向が明確になったこと。

地方が元気にならないと、日本が元気にならない。地方分権により地方力を活かし、地域づくりに取り組みめるようにすべきである。

我々、地方自治体は、今後も引き続き給与の適正化等歳出の見直しなど一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組み、真の地方分権改革が実現するよう努力していく決意である。

なお、この要対応額に応じた歳出削減や歳入改革を行えば、それが経済成長にマイナスの影響を及ぼし、当初予想した税収が実現できなくなることも懸念されることである。

この意味で、財政改革を着実に推進していくためにも、高めの成長を目指す経済成長戦略は不可欠の政策対応であり、両者を車の両輪として、一体的に進めていくことが肝要である。

2、歳出改革に向けた基本姿勢

国・地方の歳出には、まだまだ無駄や不効率な歳出が残されていることを考えるならば、これを放置したまま、安易に国民に負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難である。その際、「まず隗より始めよ」として、国会自らが歳出改革に取り組むべきであることは言うまでもない。

2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成するという目標の達成にコミットするということは、歳出削減に手を抜けば、その分だけ国民負担が増加すると言うことに他ならない。過去5年間の改革実績も踏まえながら、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことにより、国民負担の増加をできるだけ小さくするために最善の努力を尽くすことを基本方針とする。

この考え方の下に、機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、

政 策

国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革をとりまとめた次第である。

3、各分野における歳出改革の具体的内容(別紙)

4、歳出改革内容の定期的な見直し(ローリング)

2011年度に基礎的財政収支の黒字化を実現するという目標の達成を約束した以上、この度とりまとめた歳出改革の内容を5年間の間に計画的に実施していく必要がある。

しかしながら、中期的な経済成長率や税収動向を正確に予見することは困難であり、その時々々の経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けたより現実的な対応をとるため、2011年度までに取るべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととする。

5、2007年度予算編成に向けた対応

この度とりまとめた今後5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したのではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

2007年度予算は、今後5年間の新たな改革に向けた姿勢を問われ

る重要な予算である。これまで行ってきた改革を後退させるものであるとの誤解を招くことがあってはならず、財政改革に向けて責任ある新たな第一歩を踏み出したことの象徴となるよう、概算要求基準についても、厳しい基準を設定し、メリハリの効いた歳出見直しを行っていく必要がある。

財政再建は、避けて通れない課題ではあるものの、短期的には痛みを伴うものである。「健全で活力ある経済があつてこそその財政である」との考えの下に、将来に向けた明るい展望を切り拓き、活力ある社会の実現を目指して、成長戦略大綱の実現や少子化対策等のために予算面において所要の対応を行っていくことも重要である。

6、歳入改革について

最大限の歳出削減努力を行っても、2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき財源不足額を飲み込むに至らない場合、足りない部分は、歳入改革による増収措置で対応することとなる。また、2009年度までに基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保する必要がある。

黒字化目標の着実な達成、安定的な社会保障財源の確保、中長期的な政府債務残高の引き下げの必要性などを考えるならば、歳出削減に手を尽くした上で、必要な再入荷威嚇を断行することに逡巡すべきではなく、国民に正面からその必要性を問

いかけるべきである。

ただし、歳出改革を徹底した上で必要となる増収措置は、特定の税の税率引き上げに直結するものではなく、今後の経済・税収動向、歳出改革の進捗状況等によつて変動するものであり、今後、これらの動きを慎重に見極めていく必要がある。

また、歳入改革を行つて増収措置を講ずると言つても、国民にどのような形でどの程度の負担を求めめるかについては、使途限定の問題を含め総合的な税制改革の検討の中で、経済の動向等に細心の注意を払いつつ、今後、広く国民的議論を展開して行くこととする。

7、2010年代中期をにらんだ対応

この度とりまとめたにおいて、2011年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために必要となる今後5年間の財政改革の姿を提示したところである。しかしながら、本当の意味での財政再建問題の解決に向かつていくためには、この黒字化

(別紙) 各分野における歳出改革の具体的内容

社会保障(抜粋)

社会保障については、これまで各般の改革を行ってきたところであるが、今後5年間においても、次に掲げる事項を含め改革努力を継続していく必要がある。

雇用

・失業等給付の国庫負担のあり方に

目標の達成で歩みを止めるわけにはいかず、2011年度の先もにらんだ、安定的な経済成長のもと、持続的な社会保障制度を確立しつつ、公的債務残高の対GDP比を安定的に引き下げていくことを目指した経済財政運営が求められている。

その場合、既に、地方の基礎的財政収支の黒字化が達成されている状況も考慮に入れて、2010年代中頃までを念頭に、国・地方を併せた公的債務残高はもろろんのこと、国・地方が歩調を合わせて、それぞれの債務残高が発散しないようにするためのバランスのとれた財政改革を推進していく必要がある。

中長期的な経済財政運営のあり方によつては、当面の経済財政改革の進め方を再評価しなければならない事態も考えられる。したがって、今後の経済・税収動向や財政改革の進捗状況も考慮に入れながら、2010年代中頃までに講ずべき対応策等についてとりまとめ、国民に提示することを旨として、今後議論を深めることとする。

ついでに、「廃止を含めて検討する」という行革推進法の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)に鑑み、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

生活保護

・以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年

度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。

一、生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。

一、母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。

一、級地の見直しを行う。

一、自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付等を優先することとする。

・現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

介護

・保険料負担が過度のものとならないよう、次期事業計画の開始が2009年度であることを念頭に置きつつ、2011年においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬のあり方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

医療

・中期的な視野に立つて、医療保険制度の持続可能性・安定性を確保し、現役世代の負担が過度のものとならないようにしていくためには、更なる改革が不可避であり、2011年度までの間には、更なる給付の重点化・効率化に取り組むことが必要である。

・具体的には、医療保険制度改革の直後であることも踏まえ、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付のあり方、ならびに救急医療、小児・産科などへ対応

を含めた診療報酬のあり方、後発品の使用拡大など薬剤費のあり方について見直しを行う。

また、上に述べた分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複町政という視点からの改革などについても検討を行う。

以上のような取り組みを通じ、過去5年間の改革(国の一般会計ペースで1・1兆円(国・地方合わせて1・6兆円に相当)の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間に於いても改革努力を継続することとする。

地方財政

国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組みを行う。

地方歳出については、国の取組みと歩調を合わせて、国民・住民の視点に立つて、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(1) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組みに加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務費の定員純減(5・7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現すべきである。

(2) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立つて、国の取

組みと歩調を合わせ、過去5年間の改革努力(5年間で5兆円超)を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間に於いては、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。

(1) 地方交付税の現行法定率は堅持する。

(2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してき地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に見込み可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

(3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する。

(4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方

税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。

(5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る、地方税について、国・地方の財政状況を踏まえて、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を計る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組みが促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方改革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

公務員人件費・独立行政法人・公益法人(抜粋)

(1) 公務員人件費

2011年度に基礎的財政収支を黒字化するを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増の可能性を検討している中であって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を

政 策

削減する。(以下の更なる改革全体で 2・6兆円の削減効果)

国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。既に決まっている改革

国の行政機関で 5・7%の定員純減等(2010年度まで)を達成する。

地域の民間資金の反映等のための給与構造改革を実行する。

更なる改革

定員純減を2011年度まで継続する。

比較対象企業規模を見直す必要がある(100人以上 50人以上)。

地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組みに加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5・7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現すべきである。

既に決まっている改革

国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

更なる改革

本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機

関の国家公務員の定員純減(5・7%)と同程度の定員純減(2010年度まで)を行う。

定員純減を2011年度まで継続する。

比較対象企業規模を見直す必要がある(100人以上 50人以上)。

地域の民間給与の更なる反映を図る。

ポータルの支給月数の地域格差の反映を図る。

特殊勤務手当を削減する。

互助会への補助金を削減する。

級別職員構成を是正する。

知事等の高額な退職手当を適正化する。

教職員等人件費を削減する。

公務員制度改革

各地域における公務員の給与、処遇のあり方について、民間企業の実態を踏まえ、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直すとともに、公務員の労働基本権や人事院人事委員会制度のあり方を含め公務員制度全体の改革の検討を早期に開始する。

(II) 独立行政法人、公益法人

公益法人

公益法人については、法人による給与の点検見直しに関する取組みの徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組みを行う。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

公共事業関係費

公共事業関係費については、これ

までの削減により、「改革と展望」(平成14年1月閣議決定)に示された目安を既に達成した。しかしながら、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することに鑑みると、危機的な財政事情の下、歳入・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

このため、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備へと転換する必要がある。その中で、今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野毎のメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト削減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力(名目対前年度比 3%)を基本的に継続する。

その際、現在実施中のコスト削減努力(5年間で15%のコスト削減)の継続や今後は、廃止・終了する事業の存在などを織り込んだ対応を行う必要がある。また、今後5年間の幅の中では、これまでのデフレ下の状況とは異なり、資材価格や賃金等のコスト増が生じつつあることを考慮するとともに、改革を継続する中で、国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断していく必要がある。このため、経済成

長との関係を助案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

農林水産(非公共)(抜粋)

現在農林水産分野全般にわたり進めつつある改革を今後とも緩みなく進めることが、攻めに向かう強靱な農林水産業を作り上げるためのものである。こうしたことにより、農林水産関係については、関係制度全般にわたり、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまでに以上の改善努力を通じた節減合理化を図る。

なお、農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じ、公共と非公共の間の彼我融通(シフト)を適切に活用することとする。

文教(抜粋)

文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することににより、これまでの削減努力を行う。

これにより、今後5年間、人件費を除く国(一般会計)の予算について、名目値で対前年度+0.1%(年率)以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削

政 策

減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。

ア) 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。

イ) 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。

ウ) 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリをつけた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

科学技術予算(略)

防衛関係費(略)

政府開発援助(ODA)(略)

エネルギー対策(略)

電子政府関係(抜粋)

オンライン利用促進対象手続については、

・現在オンライン利用率50%以下の

2011年度までの歳出改革について

今回各分野ごとにとりまとめた今後5年間の改革方針に基づく削減額は、別表のとおりである。

経費によっては、とりまとめに示されているように、削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢によって、

ものは、2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標を確実に達成する。処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、添付書類の原則省略、電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものにより、予算措置する。

・2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、2007年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う。

その他

今回個別の指摘を行わなかった経費についても、徹底した歳出削減を進めるといふ基本方針の下に、厳しくその内容を見直していくものとする。

具体的には、今後5年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進めるとともに、他方、経済・社会情勢等によりこれにより難しい場合であっても、少なくとも経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持することとする。

2011年度までの歳出改革について

ある程度、幅を持って考える必要がある。但し、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。

なお、災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。

【別表】

今後5年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度	2011年度	削減額	備 考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1~ 17.8兆円程度	5.6~ 3.9兆円程度	公共事業関係費 3%~1% 地方単独事業(投資的経費) 3%~1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1~ 28.3兆円程度	4.5~ 3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%~経済成長の範囲内 ODA 4%~2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9~ 116.8兆円程度	14.3~ 11.4兆円程度	
		要対応額: 16.5兆円程度			

今回のとりまとめによって、2011年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき要対応額161.5兆円程度のうち、少なくとも、1.4兆円以上は、歳出削減によって対応することとなる。

歳出改革では対応しきれない要対応額(2.5兆円)については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変動する可能性がある。

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

政 策

防災拠点の耐震化 56%

総務省 消防庁

総務省消防庁は、防災拠点となる全国の公共施設について、2005年度末時点での耐震化進捗状況の調査結果を公表した。

同調査の実施は、01年度、03年度に続き3度目。調査結果によると、耐震性が確保されている施設の割合（耐震率）は全国平均で56・4％と、前回調査（51・3％）から改善されたものの、まだ4割以上の施設が耐震化されていないという状況だ。

公共施設は、普段から不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害時には災害応急対策の実施拠点や避難所などとしての機能を発揮することが求められる。今回の調査結果では、大地震に備える地域と、それ以外の地域では進捗状況に差がある傾向も見られ、同庁は「耐震化は十分な状況とはいえない。一層の推進が望まれる」としている。

耐震性確保、全体の56・4%

調査対象は、防災拠点となる公共施設約19万1400棟（都道府県約2万4700棟、市町村約16万6700棟）。施設別の内訳は、校舎や体育館などの文教施設61・4％、社会福祉施設（13・2％）、県民会館・公民館（7・8％）などとなっている。

1981年の建築基準法改正による新耐震基準で建築された施設

は、8万593棟（全体の42・1％）、それ以前の旧耐震基準で建築された施設は11万834棟（同57・9％）だった。

調査では、新耐震基準による施設や、旧耐震基準で建てられた施設で、耐震診断を実施した上で、「耐震性あり」と診断されたか、「耐震性無し」と診断された場合でも、耐震改修工事を実施したものであるものについて、耐震性が確保されているものとみなした。こうした施設は全体の56・4%に当たる約10万8100棟で、前回調査時での見込み（51・5%）を上回るペースで耐震化が進んでいることが分かった。

旧耐震基準で建築された施設の中で、耐震診断が実施されたものは約46%の約5万1100棟。実施率は、都道府県では6割を超えたが、市町村では4割台にとどまり、「体育館」（約16%）や「県民会館・公民館等」（約16%）で極端に低かった。

耐震診断を実施した結果、「耐震性あり」と診断されたのは約1万1500棟、「耐震性無し」との診断結果を受け耐震改修工事を実施済みの施設は約1万5900棟で、合わせて約54%（耐震措置率が耐震化されているものと判断された。残りの12・7%の施設は09年度末までに耐震改修を完了する見込みだが、未定の施設も3割以上ある。

耐震診断の実施率が、前回調査と比較して都道府県が11・2ポイント、市町村が13・5ポイントと

それぞれ大幅に増加している一方で、診断に基づく耐震改修を実施した施設の割合はそれぞれマイナスイに転じている。このことから同庁は「耐震診断を実施した施設の増加で、耐震性の把握は進んでいるものの、耐震措置の実施が追いついていないという現状が推測される」としている。

大地震への対策で耐震化が進む

耐震率が高いのは、都道府県市町村ともに「消防本部、消防署所等」「診療施設」で、低いのは都道府県が「警察本部、警察署等」などで、市町村では「庁舎」などだった。

都道府県別の耐震率は、近い将来起こるとされる東海地震などに備える取り組みを早くから進めている静岡（75・8）、愛知（71・5）、三重（70・5）や、都市インフラの整備が進んでいる東京（72・5）、神奈川（76・7）で高かったが、徳島（40・5）、山口（41・2）、長崎（43・5）など、5割に満たない地域も少なくなく、33道府県で全国平均を下回った。

東海地震など大地震が見舞われる確立が高いとされる地域では耐震化の推進が比較的進んでいるが、そうでない地域では遅れが目立つ傾向があるようだ。中国地方

政 策

や四国地方では全県で平均を下回っている。

施設の耐震化の遅れについて、徳島県の南海地震対策課は「財政事情もあるが、旧建築基準での建物が全国的に比べて多く、なかなか改築が進まない」と話す。ただ、同県は、南海地震を想定した今後10年間の地震防災対策行動計画を3月に策定。死者ゼロを目指し、公共施設の耐震化にも本腰を入れ始めた。

行動計画には、2015年度までに防災拠点や県立学校施設の耐震率100%とすることなどを盛り込んだ。県内市町村についても耐震化の助言・指導を行っていく考えで、同課は「(耐震化は)今後は大きく進むと思う」としている。

消防庁ではより一層の推進を呼びかけ

調査結果を都道府県と市町村との比較で見ると、耐震率は都道府県は約62%、市町村が約56%となっている。耐震診断実施率と耐震措置率も市町村の方が低くなっている。

市町村は財政規模が小さいことや、防災担当の専門家や担当部署を持たないなどが取り組みが遅れている要因とみられる。同庁は、事業費の一部に地方交付税措

置がある公共施設耐震化事業の積極的な活用や数値目標の設定、耐震診断の結果の公表などを通じて、早急かつ計画的な取り組みを一層推進するよう呼び掛けている。

防災拠点に限らず、公共施設全体(都道府県約10万6600棟、市町村約33万9200棟)で見ると、耐震率は全国平均で約58%となり、前回調査から約4ポイント上がった。旧耐震基準で建築された施設は、全体の約57%で約25万2700棟。都道府県、市町村とも文教施設に古い建築物が多い。

耐震診断の実施率は約41%で、耐震措置率は約63%となっている。耐震措置率がもっとも高いのは、公営住宅等で、都道府県では約94%、市町村では約79%だった。

1995年の阪神・淡路大震災では、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものだった。04年の新潟県中越地震では、一部市町村の庁舎が被災により使用不可能となる事態も発生した。公共施設が被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるだけでなく、災害応急対策等の実施に支障が出て、防ぐことができた災害の発生・拡大を招く恐れがあると、今回の調査報告書は指摘している。政府の中央防災会議は昨年3月に策定した東海地震や東南海・南

海地震の地震防災戦略の中で、住宅の耐震率を現状の75%から90%とする目標を定めた。建築物の耐震化対策の重要性が認識される中で、「いざというときに逃げ込むところが崩れたのでは大変。財政的に大変と思うのが早急にやってほしい」と同庁。全国の防災拠点となる公共施設の耐震率について、09年度末には59.8%となる見込みだが、「今回のように見込みを上回るペースで進んでほしい」と話している。

同庁が所管する公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上の避難所とされる公共施設、公用施設災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設 不特定多数の利用者がいる公共施設等、が対象となっている。同事業では、事業費の90%に防災対策事業債が充当され、その元利償還金の50%に交付税措置(事業費全体の45%)がある。

また、同庁は、東京大学都市基盤安全工学センター(ICS)や設計事務所などの産学官連携で、市町村庁舎や消防庁舎、学校施設などを中心に、公共施設の耐震化についても分かりやすく解説した資料を作成。同庁のホームページに公表している。

(時事通信内政部 吉本直史)

あなたの思いをカタチにします。

- お手帳にいつでもどこでもご利用の20倍 **スーパー定期**
- お祝い・贈り物にぴったり **5年変動定期**
- お祝い・贈り物にぴったり **ビッグ 2年・5年**
- 家族が活躍できる **グローバルセレクション**
- 外資定期預金 **ファーストクラス**
- 自由返済 自動返済 **住宅ローン リレプランフレックス**

SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

資料のご請求は4友両社テレホンバンクサービスまでどうぞ。
☎0120-897-117 オペレーターが正確なご案内を行います。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時
(ただし、祝日および3・5・9・12・31～1/3を除きます)

お客さまとご家族の将来に備えて
資産のボタンタッチ

を考えてみませんか?

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします

相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託

遺産整理

【遺心伝心】

【わがち愛】

*「遺言信託【遺心伝心】」「遺産整理【わがち愛】」には所定の手数料、報酬がかかります。
*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。

三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行 インフォメーションデスク ☎0120-349-250 つなかりましたら(自動)を押してください ご利用時間 平日:土曜 9:00～17:00 (祝日等を除く)

政 策

都道府県別耐震化進捗状況

拠点施設(都道府県、市町村合計)

	都道府県名	全棟数	S56以前棟数	H17末 耐震棟数	H21末見込 耐震棟数	H17末 耐震率	H21末見込 耐震率
1	北海道	11,379	6,548	5,292	5,393	46.5%	47.4%
2	青森県	2,785	1,555	1,427	1,447	51.2%	52.0%
3	岩手県	2,923	1,468	1,590	1,643	54.4%	56.2%
4	宮城県	3,693	1,963	2,488	2,679	67.4%	72.5%
5	秋田県	2,457	1,364	1,232	1,256	50.1%	51.1%
6	山形県	2,091	1,081	1,059	1,061	50.6%	50.7%
7	福島県	3,950	2,180	2,110	2,189	53.4%	55.4%
8	茨城県	4,659	2,735	2,180	2,283	46.8%	49.0%
9	栃木県	2,488	1,443	1,190	1,257	47.8%	50.5%
10	群馬県	2,831	1,595	1,573	1,647	55.6%	58.2%
11	埼玉県	6,486	4,297	3,343	3,761	51.5%	58.0%
12	千葉県	6,557	4,216	3,491	3,862	53.2%	58.9%
13	東京都	11,888	8,104	8,624	9,525	72.5%	80.1%
14	神奈川県	6,594	3,704	5,060	5,342	76.7%	81.0%
15	新潟県	4,649	2,463	2,402	2,473	51.7%	53.2%
16	富山県	2,762	1,543	1,419	1,457	51.4%	52.8%
17	石川県	2,216	1,244	1,261	1,323	56.9%	59.7%
18	福井県	2,098	1,202	1,168	1,226	55.7%	58.4%
19	山梨県	1,630	792	1,117	1,201	68.5%	73.7%
20	長野県	5,356	2,718	3,139	3,287	58.6%	61.4%
21	岐阜県	4,365	2,388	2,787	2,987	63.8%	68.4%
22	静岡県	5,841	3,391	4,429	4,971	75.8%	85.1%
23	愛知県	7,279	4,426	5,207	5,732	71.5%	78.7%
24	三重県	2,957	1,613	2,085	2,161	70.5%	73.1%
25	滋賀県	3,570	1,879	2,234	2,309	62.6%	64.7%
26	京都府	4,348	2,670	2,600	2,873	59.8%	66.1%
27	大阪府	11,040	7,459	5,738	6,101	52.0%	55.3%
28	兵庫県	9,334	5,539	4,993	5,470	53.5%	58.6%
29	奈良県	2,109	1,119	1,141	1,162	54.1%	55.1%
30	和歌山県	2,487	1,496	1,240	1,399	49.9%	56.3%
31	鳥取県	1,166	582	638	661	54.7%	56.7%
32	島根県	2,521	1,375	1,310	1,329	52.0%	52.7%
33	岡山県	3,718	2,026	1,899	1,946	51.1%	52.3%
34	広島県	5,896	3,411	2,731	2,837	46.3%	48.1%
35	山口県	2,932	1,829	1,209	1,251	41.2%	42.7%
36	徳島県	2,288	1,425	927	959	40.5%	41.9%
37	香川県	1,790	1,105	864	891	48.3%	49.8%
38	愛媛県	3,136	1,715	1,595	1,606	50.9%	51.2%
39	高知県	1,851	1,026	936	970	50.6%	52.4%
40	福岡県	5,581	2,944	2,880	2,934	51.6%	52.6%
41	佐賀県	1,251	691	630	654	50.4%	52.3%
42	長崎県	2,899	1,702	1,261	1,284	43.5%	44.3%
43	熊本県	3,352	1,832	1,700	1,757	50.7%	52.4%
44	大分県	2,178	1,045	1,335	1,358	61.3%	62.4%
45	宮崎県	1,923	1,156	949	994	49.3%	51.7%
46	鹿児島県	3,219	1,722	1,714	1,768	53.2%	54.9%
47	沖縄県	2,904	1,053	1,862	1,866	64.1%	64.3%
合計		191,427	110,834	108,059	114,542	56.4%	59.8%

「S56以前棟数」とは、昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物棟数

現地レポート・まちづくりの第2ステージへ

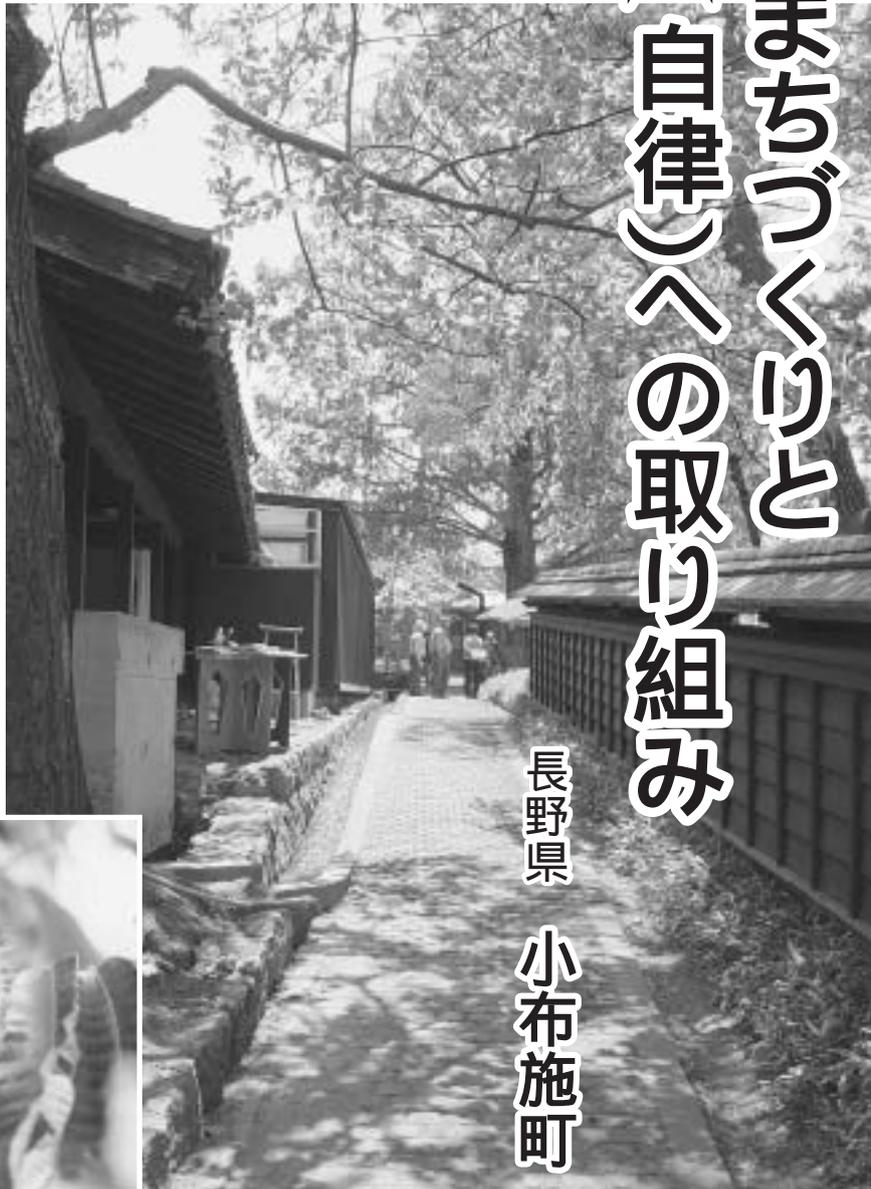
小布施のまちづくりと

自立(自律)への取り組み



六百年の歴史を誇る栗の名産地

小布施町は、長野県東北部、長野盆地(通称善光寺平)の東縁に位置する標高3000~4000m、面積19・07km²、人口約1万2千人の小さな町です。町域は松川扇状地末端に広がり、北西に緩く傾斜しています。県都長野市の西に位置し、東西南北を3つの川と1つの山に囲まれて他市町村に隣接し、飯綱山、戸隠連山(高妻山)、黒姫山、妙高山、斑尾山の北信五岳を一望できる環境にあります。



長野県 小布施町

年間降水量は1000mm以下で、

寒暖の差が激しく、夏は最高35度前後に上がり、冬はマイナス10度前後まで下がる寡雨・内陸性の気候です。

かつて松川は、何度も氾濫し田畑を荒らしましたが、これが、土壌を栗の生育に適した強酸性の砂礫質に変えることとなり、小布施を栗の名産地にしました。

江戸時代後期には、千曲川の水運

を利用した流通が盛んになるとも

に、越後小千谷・十日町から中野を経て上州に至る大笹街道と、直江津・高田から柏原・豊野を経て山田街道へ抜ける道が物産・交易で賑わい、小布施町は北信濃の経済・文化の中心として栄えました。この賑わいの中から生まれた豪農・豪商たちは、葛飾北斎、小林一茶ら多数の文人墨客を招き、今に続く文化の薫り

を残しています。



栗の小径と小布施栗

フォーラム

高い雰囲気がつくられました。昭和29年の小布施村の町制施行と都住村との合併を経て現在の小布施町となり、平成16年には町制施行50周年を迎え、現在に至っています。

歴史と文化のまちづくり

昭和30年代から始まった高度経済成長期には、それを支える労働力として地方から大都市への若年層の人口の移動が全国的に激しくなり、小布施町でも昭和40年代前半まで人口の減少が続きました。こうした人口減少傾向に歯止めをかけようと、積極的な宅地の造成・分譲による人口増加策が行われました。昭和51年には、葛飾北斎の画業を讃えるとともに、肉筆画を保存・展示するため「北



北斎館周辺の町のにぎわい

斎館」が建設され、小布施町は北斎の町として脚光を浴び始めます。昭和58年には北斎を小布施に迎え入れた郷土の豪商・高井鴻山の隠宅・儼然楼を修復保存し、「高井鴻山記念館」を開館、さらに平成4年には現代日本画家で、小布施出身の中島千波氏の作品を中心に展示する「おぶせミュージアム・中島千波館」を開館するなど、北斎を中心に芸術文化のまちづくりを進めてきました。

外はみんなのもの、内は自分たちのもの

昭和61年、北斎館・高井鴻山記念館周辺の歴史的建造物の保存と地域特性を活かしたまちづくりを進めようと、町・事業者3・個人2の6者により実施された「儼然楼周辺町並修景事業」が完成し、その間に栗の木煉瓦を敷き詰めた散歩道「栗の小径」も誕生しました。

重要な歴史的建造物の保存、新築建物の周辺との調和、土地は売買せず賃貸が交換することとされ、6者が対等な立場で面的な整備を行ったこの方法は、画一的な都市再開発の手法とは異なり「小布施方式」とまで言われ全国的に高い評価を受けました。その後、周囲の景観との調和と美しい町並づくりのための指針「環境デザイン協力基準」を定めるとともに、「住まいづくりマニュアル」などを作成するなかで、「外はみんなのもの、内は自分たちのもの」という意識が住民の間に芽生え、住宅の配置、外観への配慮、さらには通りを行き交う人に安らぎを与える花壇や生け垣づくりなどに発展していきました。

花のまちづくり

昭和50年の中学校緑化部から始まった花づくり運動は、育成会や老人会、自治会を通じて全町に広がり、町民グループによる花づくりが盛んに行われるようになりました。平成4年には、北斎の鳳凰図をモチーフにした回遊式の花壇や観賞温室を備えた花の公園「フローラルガーデンおぶせ」が開園し、多くの人が訪れるようになりました。さらに平成9年には、花の育苗施設「お



オープンガーデン

ぶせフラワーセンター」を整備し、農家への花苗の提供による市場への出荷、販路開拓による花の産地化も進めています。平成12年からは、個人の庭園を一般に公開し、来訪者との交流を楽しむ「オープンガーデン」がスタートしました。住民と行政が協働によって運営するオープンガーデンは小布施町が全国で初めてであり、平成18年は61軒の家庭が参加しています。

こうした住民と行政が一体となつてまちづくりを進める小布施町には、全国各地から年間130万人が訪れています。このように、昔から文化志向の高い地域性に加え、歴史と文化の町に暮らすことの誇りがまちづくりの気運を高め、内外から高い評価を受けるに至ったのです。

自立に向けた将来ビジョンの策定

平成12年頃から市町村合併問題が全国で問われるようになりました。小布施町でも、町の未来をどうすべきかを住民の総意によって決めるため、市町村合併についてより多くの住民の方が話し合える場を数多く設けてきました。

具体的には、広報での特集記事の掲載とともに、3カ年に渡って地域毎に住民懇談会を開催し、情報の提供と町民意向の把握に努め、検討を重ねました。町民1000人を対象

フォーラム

住民懇談会(後期基本計画)の様子



ながら、先人が築きあげてきた小布施町の歴史・文化・自然などをより一層豊かにし、次代に伝えていくことである」と将来ビジョンはまとめられています。

町民との協働によるまちづくり計画の策定

平成17年1月、4期16年にわたりまちづくりを進めてきた唐沢彦三町長が勇退し、市村良三町長が就任しました。市村町長は町政運営の基本方針で、「小布施町の自立を将来にわたって確固たるものとし、後世に誇りうるまちづくりの礎となるよう真摯に取り組む」と述べ、まず町民との対話を第一の優先課題として取り組みました。

折しも、平成13年に策定した第四次町総合計画・後期基本計画策定の年でもあり、より多くの町民参加による町民主体のまちづくりを進めようと自治会単位での住民懇談会を開催しました。3ヶ月の間に26自治会で懇談会を開催、延べ920人の参加を得て、まちづくりに対する提言、要望、質疑等を受け、これからのまちづくりに向けた熱心な討論、懇談を行いました。

さらに公募町民約1500人による「協働のまちづくり懇話会」を組織し、「自立」「健康と福祉」「住みよい環境」「教育と文化」「活力のある産業」の5つの部会で半年余の間に

延べ40数回の会議を重ねました。「今、小布施町のために何を優先して行うべきか、町民一人ひとりは何ができるか」など、熱くまちづくりへの想いを語っていただき、将来に向けた意見交換を行う中で、後期計画への提言をいただきました。

そのほか、15歳以上の町民1000人を対象としたアンケートの実施など、より多くの町民参加と町民主体の計画づくりを重点に置きながら計画づくりを進め、2回目の住民懇談会を開催し計画の原案を提示、意見を求め、さらに基本構想審議会での審議を経て平成18年3月、これから5カ年のまちづくりの指針となる後期計画を策定しました。

時代の変革とともに計画のあり方



町遺産・まち歩きワークショップ

にも大きな転換が求められている今、施策の重要性や緊急性の視点から、少ない財源を効率的に配分するとともに、今まで以上に町民のまちづくりへの理解と参加が不可欠です。この計画は、町民と行政が一緒になって考え、共に行動し、「協働」していかなければ、実現し得ないものです。しかし「いにしえ」から小布施人に連続と受け継がれてきた郷土を愛する心と、過去数十年にわたり育まれてきた小布施流の協働のまちづくりの理念があれば、計画は実現できると確信しています。

まちづくりの「第2ステージ」へ

自然と歴史風土に根ざし、地域の活力と個性を引き出しながら、民官一体のまちづくり・地域づくりを進めてきた小布施町の先駆的な取り組みと成果は、全国の自治体などから注目されています。しかし、そうした目に見える現象に注目するあまり、足元が疎かになってはいけません。小布施流のまちづくりをさらに発展させる新たな取り組みが始まっていますので、そのいくつかをご紹介します。

まず、東京理科大学・小布施町まちづくり研究所の設立です。そこに住む人だけでなく、訪れる人にも優しい小布施の景観づくりは、欧米のまちづくりの「真似事」ではなく、

フォーラム

小布施屋



そこに住む人々の生活環境の「内側」から問題意識を高めていった成果です。その理念と手法をより確かなものとして成果を内外に問い、さらに日本全国へ、世界へ向けて発信していくための協働研究の場が創設されました。

まちづくり研究所の中心となる研究室の学生は、月1〜2週間滞在し、町へ出て研究活動を行います。町内に9千棟ある建物から景観要素を探るため町内の道を歩き建物調査を実施する学生に、「ぶどうやりんこ」の差し入れをしたり、学生を家に招いて食事をする町民も増え、交流も育まれてきました。

平成17年8月には小学生との「町

遺産・まち歩き」ワークショップ、11月には研究室で活動報告の展示と、まち歩きワークショップの発表会、研究報告、シンポジウムが大勢の町民の参加の元に開催されました。東京理科大学と小布施町の協働研究はまだ始まったばかりですが、さまざまなテーマで小布施のまちづくり研究に取り組んでいきます。

小布施ブランドの構築

全国でまちづくり活動の激化が予想される中で、自立を目指す小布施町には、独自性を持った自立した経済構造の構築が必要です。町では基幹産業である農業を中心に、それを製造業（農産物加工）とサービス業（販売・飲食）を結びつける六次産業を推進してきましたが、従来の「農産物の付加価値と雇用を創出し、加工から販売まで生産者自らが行う」というコンセプトから、さらにもう一步前進して小布施の新たな農産物ブランドを強化したい、という関係者の想いがありました。そこで、小布施町振興公社が核となり、新たなブランド戦略への挑戦を始めています。

まず、振興公社ブランド「小布施屋」による販売戦略です。商品パッケージやラベルなどのデザインを刷新、販売ブースのリニューアルに着手しました。これにより小布施の農産物・商品のイメージアップを図り、

販売ルートの拡大を狙います。味はもちろぬ、売り方、包装、店の構え、接待、挨拶など、一つ一つにこだわりを持たせないとブランドにはなりません。さらに振興公社では、従来からの小布施特産品であるりんごなどの一つひとつの品質の確保のための取り組みを進めると同時に、新たな小布施ブランドの農産物とすべく市場価値の高い地域の伝統的な野菜に加え、新規の野菜の開拓、研究を進め、小布施独自の栽培・販売を行っていく予定です。

隣接するフローラルガーデンおぶせには平成18年5月、洋食レストラン「小布施花屋」がオープンしました。小布施花屋は、小布施産の採れたての新鮮な農作物や、新たに栽培する新規野菜を料理として提供する「食育」の発信の場でもあります。小布施花屋の誕生をきっかけに、「食育」がコンセプトの、民間活力による良質な農村レストランなどが周辺部にも広がり、食育、地域づくり、経済効果の相乗作用、さらに、民泊と連携した交流産業の創出の期待も高まっています。

「協働のしくみ」を考える

後期計画の策定の際には、懇話会参加者から、住民と行政の協働を進めるためには、これから小布施のまちづくりをどう進めていくのか、そこに住民がどう携わっていくのか、

より多くの住民が語り合い、お互いの情報を共有し連携していくための仕組みと、基本的なルールづくりが必要との提言をいただきました。後期計画でも、そのための場として「町民会議」の創設と「町民活動基本方針」の策定を計画に掲げています。全国の先進地の事例を調査研究しながら、小布施らしい独自性をもった「協働のしくみ」を、平成18年度から19年度にかけて検討していきます。

おわりに

小布施町は従来から、そこに住む人優先のまちづくりを、住民との協働を進めてきました。「協働」とは、あるべき姿の実現に向けて、それぞれの主体（住民、地域、団体、企業、行政など）が対等な立場で共通の目標に向けて協力し合うことではないでしょうか。これからの社会には、多様な担い手がそれぞれの役割を果たす新たな支え合いの仕組みの構築が必要不可欠です。また、そこそが自治本来の姿であると確信しています。町民の誰もが、このまちに生まれてよかった、住んでいてよかったと実感できる、誇れるまちを創るために、「自立と協働のまち」の姿を確固たるものにしていきたいと思えます。

（企画グループ主査・高野伸一）

町村Navi

農協が地域間格差解消へ 学習塾開設

北海道中札内村

村農協は、小中学生を対象にした「農協学習塾」を開設した。学習環境の地域間格差解消が狙い。

農協の学習塾開設は全国でも珍しいという。

これまで村内には学習塾がなく、帯広市内の塾に通う小中学生も多かった。そこで、農協が村中心部で空き家になっていた平屋の民家を購入して、学習塾用に改築。帯広市内の大手学習塾の講師を派遣してもらうことにした。講師の交通費も農協が負担する。

学習塾は、小6〜中3を対象に1学年10人程度で国語や数学(算数)、英語などを週2回教える。

世界の名車が集合

青森県中泊町

町博物館は、町の総合文化センターパルナス駐車場で世界の名車を集めた「カーミーティング」を開催した。会場には約300人の観客が訪れた。

カーミーティングは、町博物館の春の企画展併催事業で、東北地方の車愛好クラブらが協力した。

集まった車は、フェラーリやボルシエなどのスポーツカーから、BMWやルノーの稀少な車約40台が顔を揃えた。

オーナーによる解説や車自慢、人気車コンテストなどが行われたほか、抽選による試乗会やミニ蒸気機関車の走行なども

あり会場は大いに賑わった。

空き家情報を提供

秋田県美郷町

町は、町内の空き家等の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、町ホームページ(H.P.)に「空き家・空き地等」の情報を掲載している。

空き家・空き地等所有者と町への移住希望者の双方が町の「空き地等情報登録制度」に登録。登録された空き地等の物件は町H.P.に掲載され、登録した移住希望者には所有者の登録情報が提供される仕組み。

町は情報登録者と利用希望者への情報提供は行いが、あっせんと仲介は行わない。売買・賃貸の交渉・契約は当事者間で行う。

なお、町では、町内のイベントを通じて单身男女の出会いの場を提供する「こみつと」事業も行っている。

八ガキ漫画グランプリを開催

福島県塙町

町は、今年で12回目となる「はなわ八ガキ漫画グランプリ」の作品を募集する。

漫画グランプリは、毎年テーマを決め官製八ガキに1コマか2コマの漫画を書いてもらうもので、今年のテーマは「橋」。

中学生以下のジュニアの部とプロ漫画家を除く一般の部があり、審査員は、漫画家の富永一朗氏や菊池基文町長らが務める。大賞には、賞金15万円が贈られる。

8月から募集を始め、来年1月下旬に発表する。入賞作品は

「作品集」を作成する予定だ。

「田舎暮らし」でモデル事業

和歌山県5町

県は、白浜町など県内の5町を「わかやま田舎暮らし」事業のモデル市町村に選定した。

県はこれまで、都市住民の県内への帰住政策として団塊世代等のセカンドライフ支援など地域の受け入れ体制や情報発信の整備を推進。同事業は、団塊世代の大量退職を視野に、県内移住によって過疎地域を活性化させようと企画した。

モデル市町村では、田舎暮らしに関する一元的紹介窓口を置き、支援事業や空き家や農地などの情報提供を行うなど人材の受け入れを行う。

モデル市町村は、白浜のほか、美野、有田川、那智勝浦、古座川の各町。

ヒルクライム、小中学生レースも

奈良県上北山村

村は、毎年夏に実施している自転車レース「ヒルクライム大台ヶ原」で、今年から小中学生を対象とした「キッズレース」を開催した。

コースは途中まで大人用レースと同じで、小椽川を上流にさかのぼる約10キロ、標高差は約250メートルある。

ヒルクライム大台ヶ原は、2001年から距離35キロ、標高差1240メートルを自転車で一気に駆け登るレースとして始まった。05年からは距離28キロ、標高1240メートルの従

来より険しい坂を登る「超ゲキ

坂」コースに変更した。

滞納給食費の徴収強化

高知県佐川町

町は、給食センター職員らによる直接徴収に踏み切るなど滞納給食費の徴収を強化する。滞納額は昨年度末の累計で約1980万円に上るため、高額滞納者対策に重点を置く。

これまで町は、滞納者に対し年3回、督促状を送付していたが、昨年度からは、夏休みや夜間の戸別訪問を行うなど徴収を強化した。

その結果、未収分からの徴収額が前年度比約2倍の150万円となった。

町の給食費は小学校が1食250円、中学校が280円。05年度の徴収率は94・76%だった。

認知症予防で「脳の健康教室」

鹿児島県さつま町

町は、65歳以上の高齢者を対象に、読み書きや計算を通じて脳の活性化を図ってもらう「脳の健康教室」を6月から始めた。認知症の未然防止が狙い。11月までの半年間、毎週1回開催する。

同教室は「脳を鍛える計算ドリル」などで広く知られる東北大学の川島隆太教授の理論に基づき実施する。

現在、同教室には60〜80代の高齢者28人が登録。毎週木曜日の午前中30分間、講師の指導を受けながら、簡単な読み書きや計算などを行っている。

童話や旅行文、万葉集など親しみやすい教材を用意した。

情 報

暮らしの視点

「もったくない」を育てよう

フリーライター
奥村 理英

ちまたに溢れる

ヘルシーな食べ放題

先日、人気のオーガニックレストランのランチに出掛けた。バイキング形式の店で、有機野菜、安全飼料で育てた肉や魚などからなる数十種類の総菜が、彩りも美しく大皿に盛り込まれている。玄米ごはんやおみそ汁はお代わり自由。化学調味料を使わない薄味の総菜は、どれも素材の味が生きていて、ヘルシーかつ身体に優しいのが魅力だ。平日の昼下がり、都心の街中とあって、店はＯＬや主婦らしき女性たちで混みあっていた。

バイキングというと、元をとろうとあれこれ欲張って食べ過ぎてしまうのが常だが、カロリー控えめの総菜は、食べ過ぎても罪悪感がないのが嬉しい。この種の食べ放題の店が女性に人気があるゆえんだ。
デザートは黒蜜寒天を食べ終え、すっかり満足した私が幸せな気分でお茶をすっていたときのこと。ふと斜め向かいのテーブルにいる母子連れに目を留めた。

若く美しい母親二人は、可愛く着飾った娘をそれぞれ連れての優雅なランチだ。母親たちは料理を盛った皿にろくに手をつけず、おしゃべりに夢中だった。漏れ聞こえる話題は、小学校受験について。塾の品定めから有名校の噂まで、話は尽きない。

順番待ちの列が並ぶ人気店のランチタイムに、店泣かせの客だと思いきや、

吹き飛んだ満足の余韻

だが、笑って見逃せなかったのはその子供たちだった。食べることに母親のおしゃべりにも飽きたのだらう。食べ残した総菜でままごと遊びに興じていた。

皿の豆腐や魚をスプーンですりつぶし、ご飯や水と混ぜ合わせる遊びに二人で熱中している。眉を寄せて見ていた私の視線に気づいた母親が、聞こえよがしに注意した。

「そんなことしちゃダメ。汚いでしょう」

思わず耳を疑った。

「……ちょっと待った！
「汚い」じゃなくて、もったくないでしょう？」

あまりに呆れて美味しい食事の余韻は吹き飛び、後味の悪い思いを抱いてその店を後にした。

輸入しては捨てる矛盾

私は子供の頃、祖母と食事をするのが怖かった。お箸や茶碗の持ち方、姿勢について厳しくいわれるからだ。物を残すなどもつてのほかで、食べ物を粗末にせずきれいに食べることを徹底してしつけられた。戦前戦後の食糧難を経験した祖母は、食を敬い感謝していた。だからこそ食事時の行儀には厳しかったのだと思う。

食べ物に限らず物を大切にすることは昔から日本人の美德で、もったくないという言葉もそこから生まれた。この言葉に感銘を受け、日本の「もったくない」を地球環境保護の合い言葉にしようという提唱・活動しているのが、ケニアの環境副大臣のワンガリー・マータイさんだ。マータイさんは、グ

リーンベルト運動という植林活動で、環境分野で初めてのノーベル平和賞を受賞した人でもある。「限りある資源を有効に使い皆で公平に分担すれば、資源をめぐる戦争も起きない」というマータイさんの主張は人の心を打つ。だがとても残念なことに、過剰消費がはびこるいまの日本では、「もったくない」が死語になりつつあるようだ。

先日の新聞に、大手コンビニには、一か月に出す廃棄物の下限数値目標があり、食品ゴミを出すほど「優良店」となるという記事があった。食べ物を無駄にして優良店とはおかしな話だが、より新しい物を求める消費者のニーズに答え、競合店に勝ち抜くためにはやむをえない経営戦略なのだそう

だ。
食べ残しを含むわが国の食品廃棄物の量は、年間約二〇〇万トン。このうちの六割は家庭から出る生ゴミだといわれる。食料の多くを輸入に頼る日本は、食べ物を輸入しては捨てる矛盾した国なのだ。

たしかに「食育」は大切だが、「もったくない」気持ちをもつことがより重要ではないだろうか。

随 想

随

想

こ だ わ り

高知県町村会長
津野町長

明 神 健 夫

本町は、日本最後の清流「四万十川」源流点の町でありますので、自然環境、景観、清流保全に、こだわった取り組みをしています。

最初の紹介は、以前河川の付け替え工事を行った際に、水面から上に高さ4メートルもある堰堤を設置し、河川に落差を付けたため、鮎などの魚族がここで分断を

され、四万十川には相応しくない堰堤という批判を受けていました。このため、全国では初めて堰堤から上流へ約一〇〇メートルにかけて河床に勾配を付けて掘削し、河床には浅瀬と深みを造る工法でこの堰堤を取り壊して、魚族が自由に上流、下流へ行き来ができる河川に、また、自然景観を復元しました。

次に、道路改良工事によって河川幅を狭めた際には、その狭めた

分、対岸を掘削して従前の河川幅を確保しますが、この時、以前は魚族や水生昆虫などの自然環境、景観などを全く考えず、如何に水が下流へ速く流れるかだけを考えた、護岸をブロックやコンクリートで固め、河床は平らにしてきました。

こうして一度壊した河川を、元の環境、景観に近づけるため、護岸には自然石を積んで既設のブロックやコンクリートを覆い、河床は浅瀬と深みを造り、深みには元あったような魚の住める巨石を置く。また、岸辺には砂がたまり、草が生えるように水の流れを遅くする巨石を並べ、水生昆虫が岸へ上がって羽化できるようにするなど、四万十川の自然環境、景観を取り戻す「近自然河川工法」といって、こだわった工法で復元を

しています。

次に、し尿と生活雑排水の処理方法でありますが、本町は家と家が離れていますので、戸別に合併浄化槽を普及推進しています。浄化槽を製造している会社は、全国に一〇〇社以上あると聞いていますが、その殆どの浄化槽の末端放流水の汚れは国の定める20PPMの浄化能力しかありません。日本で一番汚い川の水は20PPMでありますから、このような浄化槽を普及しますと四万十川が清流ではなくなりません。本町では、貯留槽の付いている浄化槽で、しかも末端放流水の汚れが10PPM以下の浄化能力を備えたメーカーを何社か指定して設置をしています。即ち、末端放流水の汚れが20PPMという浄化槽には貯留槽が付いていないため、お風呂の水を抜きながら、また、洗濯をしながら排便をしますと、浄化されずにそのままのものが放流されるからであります。貯留槽が付いていれば、お風呂の水も、洗濯水も、し尿も一旦貯留槽にストックされ、24時間をかけてバクテリアが綺麗に浄化するだけの量を順繰り次の槽へ送って行く装置が付いていますから、10PPM以下の綺麗な水となって放流されるわけでありません。

合併浄化槽の設置、管理は、町の整備計画に基づいて国の特定地域生活排水処理事業を導入し、町が事業主体となって、「生活環境施設整備特別会計」を設け、設置の設計書作成から入札、完成検査まで全て行っています。そして、設置後は法定検査や年一回の汚泥の抜き取りが義務付けられています。この義務を怠りますと、それこそ日本一汚い四万十川になりますので、これらに係る経費を町が個人から徴収し、町が責任を持って実施をし適正な維持管理を行っています。また、末端の放流水には、まだ汚れがありますから直接川や側溝には放流せず、深さ2メートルの井戸管を設置し、その下には栗石を敷き、そこへ放流して地下の数億のバクテリアに浄化させ、どこにもなしに四万十川へ戻しています。このように、こだわった合併浄化槽の設置、管理により清流を保全しています。

私達は、長い歴史を通じて四万十川の限らない恩恵を受け、生活を向上させ、私達の生活に安らぎと潤いを与えていただいています。この清流、魚族、景観を保護保全し次代に引き継いで行くことは、現在に生きる私達の責務であり、これからも「こだわった」取り組みをして行きます。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

改正住民基本台帳法が成立

住民基本台帳の閲覧制度を、「原則公開」から「限定公開」に変更する「住民基本台帳の一部を改正する法律」が、6月9日、衆議院本会議で可決・成立した。

住民基本台帳には住所、氏名、性別、生年月日が記載されているが、何人でも閲覧を請求できるという現在の閲覧制度を廃止し、閲覧することができると限定した。

具体的には、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために閲覧する場合、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いもので、市町村長が認めた場合、公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いもので、市町村長が認めた場合とし、ダイレクトメールへの利用など営利目的は禁止される。

閲覧の手続等では、閲覧者の氏名や請求事由・申出の事由等の明示、閲覧により知り得た事項の取り扱いは等に関する報告徴収、閲覧者の氏名等の公表、目的外利用の禁止・第三者提供の禁止、目的外利用の禁止・第三者提供の禁止等に違反した場合における市町村長による警告・命令・等が整備される。

また、不正な手段による閲覧や目的外利用に対しては、過料を10万円以下から30万円以下に引き上げるとともに、悪質な場合は、新たに6ヶ月以下の懲役刑を科す規定を設けている。

平成18年版土地白書まとまる

国土交通省は、このほど、「土地に関する動向及び基本的施策(土地白書)」を取りまとめ、国会に提出した。

白書では、近年、土地をめぐる状況は、人口減少や産業構造の変化、収益性や利便性の重視、利用価値に応じた価格形成など構造的に大きく変化しているとし、「適正な土地利用」の実現に向けた今後の課題をあげている。

その中で、地方における土地利用の動向として、地域を支える産業の低迷や、支店・支社の再編、大規模集客施設・公共施設等の郊外立地の増加等による中心市街地の空洞化、農山村地域の過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地や管理されない森林の増加、を挙げるが、農山村地域においては、都市と農村の交流や農山村地域の定住人口の拡大等の様々な取組により、農地や森林などの地域資源が活用されているとする。

また、国土全般における低・未利用地の増加問題についても触れ、適正な土地利用がなされないだけでなく、環境・景観の悪化、火災・犯罪の温床など地域社会に様々な弊害をもたらすとするが、新たな主体による土地利用の取組が問題解決に寄与する事例がみられるようになり、今後、地元の行政や地域の関係者との適切な連携、地方公共団体による情報提供の取組の拡充、などが重要だとしている。

森林・林業の再生に向けて報告

副大臣PT

内閣官房副長官と関係10府省の副大臣による「森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム」は、本年9月の新たな森林・林業基本計画の策定に向けての検討結果を重点課題として取りまとめ、この程副大臣会議と小泉総理に報告した。

報告では、まず、国産材の合板・集成材の利用が増加し、木材自給率が20%(17年)に向上するなど国産材復活の兆し、人工林資源量は40年前の4・6倍になるなど国内資源の充実、森林吸収源や違法伐採などを通じた国民の森林への関心の高まりなど森林・林業を取り巻く、未来に向けた新しい風を踏まえ、これを大きな動きにしていくことが必要であるとし、森林・林業の再生に向けて国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を最優先の課題とし、国民ニーズに応えた森林づくり、安全で災害に強い国土づくりに取り組みが必要であるとしている。

また、100年先を見通した「緑の社会資本づくり」として、京都議定書の目標達成に向けた格段の努力、生物多様性の重視、人材の育成、憩いの場としての森林の整備、利用の強化が必要であるとしている。

以上により、我が国の森林は国土を守り、水源涵養の能力を十分発揮し、人と共生する社会基盤になるとともに、国産材が再び主役に返り咲くことで、子孫に美林を残せる力強い林業・木材産業が復活し、地球環境問題への貢献、京都議定書の目標達成に結びつくとしている。



タイ大当たり!

夏の、めでタイ大当たり!

1等前後賞合わせて

サマージャンボ3億円

1等2億円 前後賞各5千万円 2等1億円

2006年市町村振興宝くじ **7/13 (木) 発売** 発売期間: 7/13 (木) ~ 8/1 (火)
抽せん日: 8/11 (金)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財)全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会